

特殊車両・過積載の合同取締り結果

大型車両の違法運行に伴う事故や、道路・橋梁の損傷を未然に防止することを目的に、長岡国道事務所と小出^{こいで}警察署による合同取締りを実施しました。

取締り実施結果

取締り日時：令和5年9月13日（水） 14時～16時

取締り場所及び結果

- ・国道17号^{ほりのうち}堀之内除雪ステーション（新潟県魚沼市^{うおぬま しんどうじま}新道島地先）
取締り車両数：3台

<違反指導を行った内訳>

道路法取締り

- ・道路法違反指導（警告）：2台
- ・道路法違反指導（措置命令）：1台

道路交通法取締り

- ・過積載：0台

道路を安全に利用していただくにはルールを守り、整備された車両による適切な運行を心がけなければなりません。

今後も引き続き、規則を周知・理解していただけるよう呼び掛けてまいります。

お問い合わせ先：【特殊車両の通行許可に関することについて】

国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所

管理第一課長 佐藤^{さとう} 智裕^{ともひろ} [電話] 0258-36-4552（内線431）

【過積載に関することについて】

新潟県 小出警察署 交通課 [電話] 025-793-0110

ふるさとの ぬくもり伝える 道づくり

国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所

〒940-8512 新潟県長岡市中沢4丁目430-1

パソコン、スマートフォン
携帯電話

<https://www.hrr.mlit.go.jp/chokoku/>
<https://www.hrr.mlit.go.jp/chokoku/i/>

携帯版



スマホ版



【取締り実施状況】



車両の重量を計測しています



車両の寸法を計測しています

➤ 下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

| | 道路の構造による限度 (車両制限令等) |
|------------------|--|
| 長さ | 走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどが これを超えます。 |
| 幅 | 積載状態で2.5m |
| 高さ | 積載状態で3.8m (一部道路では4.1m) |
| 総重量 (車+乗員+荷物) | 積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じ て最大25t) |
| 軸重 | 積載状態で最大10t |



【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限は道路法のほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。